

報告事項 1

行政処分取消等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和2年11月10日

教 職 員 課

行政処分取消等請求事件について

1 当事者

原告：県立高校の事務職員

被告：愛知県

2 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度の人事評価結果について、苦情相談員に対し苦情相談を行い、その後、苦情処理委員会に対し苦情処理の申出を行った。

苦情処理委員会は、原告始め関係者の事情聴取を実施した上で、原告の人事評価結果を審査し、評価結果は妥当である旨、原告に対して通知した。

これに対し原告は、苦情処理委員会の審査結果が不服であるとして、令和 2 年 1 月 20 日に愛知県を相手方として調停申立てを行ったが、愛知県としては、適正に審査が行われたものであり、審査のやり直しは行わないとしたことから、同年 3 月 13 日に調停不成立となり、同年 3 月 18 日に訴訟が提起された。

(2) 主張の内容

苦情処理委員会は、苦情処理結果を通知する前に、審査結果の基礎となる事実を原告に確認していない。当事者に確認せずに行った、虚偽の理由による審査結果は、無効であるため、行政事件訴訟法 3 条 3 項に基づき、苦情処理委員会は審査結果を取り消すべきである。

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 2 年 9 月 16 日）

(2) 理由趣旨

地方公務員に対する人事評価は、人事管理の基礎にはなるものの、職員の能力や業績を把握した上で、勤務成績の評価を行うという事実行為に過ぎないため、人事評価の不服について苦情処理委員会が行った審査結果通知を行政事件訴訟法 3 条 3 項の「裁決」と解することはできない。したがって、審査結果の取消しを求める本件訴えはいずれも不適法であるから、却下する。

4 控訴期限

令和 2 年 10 月 8 日（木） ※原告から控訴の提起がなく第一審判決により確定